

税の申告に利用できる証明

国民健康保険税・介護保険料・

後期高齢者医療保険料

◇口座振替を利用している人

納付証明書

◇納付書で納めている人

平成31年・令和元年中の領収

印のある領収証書または納付

証明書

◇年金から特別徴収されている人

公的年金の源泉徴収票（1月

中旬から下旬に年金保険者が

ら郵送）または納付証明書

※納付証明書は1月21日(火)に郵送

国民年金保険料

平成31年・令和元年中に納付した

国民年金保険料控除証明書（昨年10

月31日に日本年金機構から郵送）

※初めて保険料を納付した日が昨年

10月2日以降の人は、2月6日(木)

に郵送

固定資産税（不動産収入がある人）

平成31年度固定資産税・都市計画

税の課税明細書

高齢者に対する障害者控除

障害者控除対象者認定書（福祉事

務所長が発行）

※65歳以上で身体障害者手帳などの

交付を受けていない人でも、障

がいの程度が障がい者に準ずる

状態と認められる人、または6

カ月以上寝たきりの状態にある

人などは障害者控除の対象とな

ることがあります。

領収証書などを紛失した人

領収証書や課税明細書を紛失した

ときは、納付額記載書などを市役所

で交付します。（国民年金保険料を

除く）

※電話での照会はできません。



市役所での確定申告について

原則、市役所で確定申告は受け付

けませんが、次のいずれにも当ては

まる人は、市役所でも申告を受け付

けます。

●**対象者** ◇65歳以上◇所得が①

公的年金のみ②給与のみ③公

的年金と給与のみ

●**期間** 2月17日(月)～28日(金)（土・

日曜日、祝日を除く）

●**時間** 午前9時～午後3時半

●**会場** 市役所新館4階 427

会議室

※65歳以上であっても、次のいずれ

かの所得がある人は、市役所では

受け付けできません。

◇保険契約による個人年金に係

る雑所得

◇保険契約の満期や解約に伴う

一時所得

◇上場株式等の配当所得や譲渡

所得

◇国民年金保険料

日本年金機構

☎0570(003)004

南福岡年金事務所

☎(552)6112

●**問い合わせ先**

◇市県民税と申告

市税課市民税担当

☎(580)1828

◇国民健康保険税

国保年金課

☎(580)1846

◇介護保険料・後期高齢者医療

保険料

長寿支援課長寿支援担当

☎(580)1859

◇固定資産税

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

◇高齢者に対する障害者控除

福祉課障がい福祉担当

☎(580)1852

